

(登録教習機関) No. 271  
 主催 (一社) 埼玉労働基準協会連合会  
 (登録番号 T6030005000549)  
 (一社) 行田地区労働基準協会  
 (受付・収納代行事業者)

## (行田会場) 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習開催のご案内

働安全衛生法第14条により、特定化学物質または四アルキル鉛を製造し、又は取り扱う作業については、作業主任者を選任し、その者に特定化学物質障害、四アルキル鉛中毒の予防のための作業方法の決定、労働者の指揮等の職務を行わなければならないことになっております。当連合会は、埼玉労働局長登録教習機関として各種資格取得講習を実施しており、地区協会の協力のもとに下記のとおり実施いたしますので、受講方ご案内申し上げます。

### 記

- 1 日 時 7月28日(火) 学科 9:00~16:40  
7月29日(水) 学科・試験 9:00~17:45
  - 2 講習会場 行田市商工センター 行田市忍2-1-8  
※駐車スペースに限りがあるため、公共交通機関等をご利用ください。
  - 3 講習人員 100名 ※定員に達し次第、締切りとさせていただきます。
  - 4 受講資格 満18才以上
  - 5 講習費用 15,400円  
内訳：受講料13,200円(消費税10%込)、テキスト代2,200円(消費税10%込)  
※納入いただいた講習費用はお返しいたしません。
  - 6 講習科目 ①特定化学物質および四アルキル鉛等による障害とその予防措置  
②作業環境の改善方法 ③保護具 ④関係法令
  - 7 申込方法 下記(3)の【申込先】へ、郵送でお申込み下さい。
    - (1)【講習費用を現金書留でお支払いの場合】
      - ①受講申込書(写真、本人確認書類を貼り付けて下さい。)
      - ②講習費用
      - ③返信用封筒(定型サイズ、宛先を明記し、110円を貼付して下さい。)
 を同封の上現金書留でご送付ください。受付後、受講票と領収書を送付します。
    - (2)【講習費用を振込でお支払いの場合】
      - ①受講申込書(写真、本人確認書類を貼り付けて下さい。)
      - ②返信用封筒(定型サイズ、宛先を明記し、110円を貼付して下さい。)
 を同封の上ご送付ください。受付後、受講票を送付いたします。  
**※請求書が必要な場合は、請求書希望と記載したメモをつけて下さい。**  
**受講票と同封いたします。受講料は受講票が届いた後に下記の口座へお振込下さい。(振込期限 7月14日)**  
**振込先：埼玉りそな銀行 行田支店 普通 0034902**  
**名 義：一般社団法人 行田地区労働基準協会**  
 銀行発行の振込金受取書(振込明細書)をもって、領収書に代えさせていただきます。
  - (3) 申 込 先 (一社) 行田地区労働基準協会 TEL: 048-553-5300  
〒361-0077 行田市忍2-1-8 (行田市商工センター内)
- 8 修了証 (1) 全科目を受講しかつ所定の修了試験合格者には、修了証を交付します。  
(2) 未修了者(欠席、遅刻、早退等)は不合格とします。
- 9 その他 (1) テキストは講習当日にお渡しいたします。(2) マスクを着用ください。  
(3) 申し込みのキャンセルおよび別日時への変更はできません。